

次期方針案	現行方針
<p>第 1 章 基本的事項</p> <p>第 1 節 策定の目的</p> <p>第 2 節 策定の根拠</p> <p>第 3 節 対象期間</p> <p>第 4 節 関係者、関係団体等の協力</p> <p>第 5 節 検証・見直し</p>	<p>第 1 章 基本的事項</p> <p>第 1 節 策定の目的</p> <p>第 2 節 策定の根拠</p> <p>第 3 節 対象期間</p> <p>第 4 節 関係者、関係団体等の協力</p> <p>第 5 節 検証・見直し</p>
<p>第 2 章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し</p> <p>第 1 節 医療費の動向と将来の見通し</p> <p>第 2 節 財政収支の改善に係る基本的な考え方</p> <p>第 3 節 赤字削減・解消の取組、目標年次等</p> <p>第 4 節 財政安定化基金の運用</p> <p>第 5 節 市町に対する財政支援</p>	<p>第 2 章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し</p> <p>第 1 節 医療費の動向と将来の見通し</p> <p>第 2 節 財政収支の改善に係る基本的な考え方</p> <p>第 3 節 赤字削減・解消の取組、目標年次等</p> <p>第 4 節 財政安定化基金の運用</p> <p>第 5 節 市町に対する財政支援</p>
<p>第 3 章 市町における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準 の平準化</p> <p>第 1 節 現状</p> <p>第 2 節 保険料水準の統一に向けた検討</p> <p>第 3 節 納付金の算定方法</p> <p>第 4 節 標準的な保険料（税）の算定方法</p> <p>第 5 節 削除</p>	<p>第 3 章 市町における保険料（税）の標準的な算定方法</p> <p>第 1 節 現状</p> <p>第 2 節 保険料（税）の統一に向けた考え方</p> <p>第 3 節 納付金の算定方法</p> <p>第 4 節 標準的な保険料（税）の算定方法</p> <p>第 5 節 激変緩和措置</p>

第4章 市町における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

- 第1節 現状
- 第2節 収納対策

第5章 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

- 第1節 現状
- 第2節 レセプト点検の充実強化に関する事項
- 第3節 第三者求償事務の取組強化に関する事項
- 第4節 療養費の支給の適正化に関する事項
- 第5節 高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項

第6章 医療費の適正化の取組に関する事項

- 第1節 現状
- 第2節 医療費の適正化に向けた取組
- 第3節 医療費適正化計画との関係

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

- 第1節 広域的及び効率的な運営による事務の軽減
- 第2節 各事務処理における基準の標準化

第4章 市町における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

- 第1節 現状
- 第2節 収納対策

第5章 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

- 第1節 現状
- 第2節 レセプト点検の充実強化に関する事項
- 第3節 第三者求償事務の取組強化に関する事項
- 第4節 療養費の支給の適正化に関する事項
- 第5節 高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項

第6章 医療費の適正化の取組に関する事項

- 第1節 現状
- 第2節 医療費の適正化に向けた取組
- 第3節 医療費適正化計画との関係

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

- 第1節 広域的及び効率的な運営による事務の軽減
- 第2節 各事務処理における基準の標準化

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

に関する事項

- 第1節 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」と統合し、「保健医療サービス・福祉サービス等との連携」として記載
- 第2節 取組について第6章へ移行し記載
- 第3節 「地域包括ケアの推進」と統合し、「保健医療サービス・福祉サービス等との連携」として記載
- 第2節 他計画との整合性

第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整に

関する事項

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

に関する事項

- 第1節 地域包括ケアの推進
- 第2節 国保データベース（KDB）システムの活用
- 第3節 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- 第4節 他計画との整合性

第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整に

関する事項